



第1部

PTAとは

～はじめての人へ。PTAってなあに？



まずはこれだけ。PTA についての基礎知識

PTA とは、 **P**arent（保護者）-**T**eacher（先生） **A**ssociation（つながり）の頭文字をとったもので、保護者と教職員で構成された社会教育関係団体（※）です。

目的

保護者と教職員が協力し合って、家庭と学校と社会における、子どもの健全な成長を図ること



そのために！



活動1. 学校への協力

子どもたちの学校における生活がよりよいものになるため、学校運営や学校行事などが円滑に行われるよう、協力しています。

活動2. 保護者のための学習機会を提供

保護者がよりよい子育てをするための学習や、自らも成長していくための学習の機会を提供しています。

活動3. 学校・家庭・地域の懸け橋

保護者は地域の住民でもある立場を生かして、お互い連携しながら、地域における教育環境の改善、充実を図っています。

PTAは、保護者と教職員から成る自主的・民主的団体で、学校と密接な関係にありますが、独自の組織です。公の支配に属さず、自主的に運営されるとともに、学校の人事や管理・運営に干渉してはならないのです。会員には、多様な立場や考え方を持っている人が含まれているので、会の目的や性格から、特定の政党、宗派に偏る活動や、もっぱら営利を目的とする行為は避けなければなりません。

※「社会教育関係団体」とは

「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（社会教育法第10条）をいいます。

第1章 P T Aの組織・運営

P T Aは、それぞれの学校を単位につくられます（単位 P T A＝単^{たん}P）。その単位 P T A から代表（代議員）を選んで、各区 P T A 協議会（＝区^くP）や大阪市 P T A 協議会（＝市^しP）を構成します。

単位 P T A

1. 構成員について

P T Aは、その学校園に在籍する子どもの保護者（父母またはそれに代わる者）と、その学校園に勤務している教職員を会員として構成されるものです。個々の会員が対等な関係にあり、平等に権利を持ち、義務を果たすものです。保護者会と異なって、保護者も教職員も子どものためによりよい教育を実現させるといふ共通目標に向けて、共に考え、学びあう組織です。学校・地域・家庭を通じて子どもの生活を知り、教育環境の改善をはかるには、このような組織が必要です。保護者会員も教職員会員も同じ会員として、自由に意見を交わし、一緒に活動できる会とするために、全会員の意志を尊重した民主的な運営が行われることが大切です。

2. 役員・委員について

会長、副会長、書記、会計を置くところが多く見受けられます。会長は会を代表し、会務を総括する役割をもち、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行します。書記は、会の庶務を担当し、会計は経理を担当します。これらの役員が会全体の執行機関を構成します。会計監査委員は、役員とは独立した位置にありますが、必要に応じて役員会や実行委員会に出席して意見を述べることができることを明示しておくことが適切です。これらの役職者は、選挙によって選ばれるか、総会で選出もしくは承認を得るのが普通です。指名委員を選出して、その人達によって役員の指名が行われるところもありますが、その場合でも、まず立候補を受け付けたり、多めに役員候補者を上げて投票に付するなど、会員みんなの関わる余地を大きくすることが大切です。

人権啓発活動、広報、成人教育、体育・保健厚生、青少年活動など各種専門委員を設置する P T Aも数多く見受けられます。役員とこれらの委員の代表とで運営委員会なり実行委員会なりを構成するところが多いのですが、クラブ活動が盛んな P T Aなどではクラブ代表も参加している例があります。行事や課題ごとに特別委員会を組織することもあります。

これらの役員・委員には、保護者会員だけでなく教職員会員からも選出された人がいて一緒に運営に当たることが大切です。



3. 規 約

会が民主的に円滑に運営されるためには、会則等の規約が整備され、会員に配付されていなければなりません。会則には、会の目的、その目的を達成するための事業、会員の範囲、置かれる役員・委員とその役割・選出方法、設置される会議とその権限、会計の仕組み、会則改正の手続きなどが記される必要があります。会則のほかに、会計手続きや役員選出方法などを定めた細則があることが、会の運営を的確に行ううえで役立ちます。(P82 参照)

4. 会 計

P T Aが自主的な団体である以上、保護者会員であろうと教職員会員であろうと会員は平等に会費を払い、自主財源を持って運営されるべきです。

P T Aの予算は、子どもたちの健全な成長・発達を支えるための会員の学習や実践活動を中心としての費用であり、その目的に添って立てられ、その目的を達成するために支出されなければなりません。経理事務において、会計任せでなく、会長の承認が必要である部分や費目間の流用に運営委員会や実行委員会の承認を必要とする部分などを、細則等であらかじめ決めておくことが望めます。会計監査も決算時に一回というのでなく複数回行い、全会員に報告することが求められます。

5. 各種専門委員会活動

P T A全体の活動を進めていくために、いくつかの専門委員会もしくは専門部を設けるのが普通です。小規模のP T Aでは、会員全部がいずれかの委員会または部に属することが考えられますが、規模の大きいところでは、委員を選出することになります。その際、教職員会員も各委員会に属するようにすることが望めます。委員会や部には、いろいろなものがあり、単位P T Aで工夫すればよいのですが、例示をすると次のようなものがあります。

(1) 成人教育委員会

P T Aは成人教育を進める最大の団体といえるでしょう。子どもの教育について考え、親のあり方を探り、望ましい社会づくりを迫る学習が、継続的に展開される必要があります。このような学習について企画を担当するのが成人教育委員会です。教育懇談会、成人講座、講演会・講習会・討論会など多様な学習の機会を整えることが課題です。

(2) 青少年活動委員会

青少年の校外生活を豊かなものにするために健全な遊びや活動の場の確保に努める委員会です。環境について調査し、その改善を促す活動や、問題行動を防ぐための活動もあります。これらは、他の団体・機関と連携することによって効果が上がることが多いので、そのことにも配慮した取り組みを進めることが期待されます。

(3) 体育・厚生委員会

子どもや会員の健康と福利の増進に当たる委員会で、文化・体育・レクリエーションに関する事業を企画したり、さまざまなクラブの結成を助けたりするものです。会員相互の助け合いの促進も大きな役割です。

(4) 保健・給食委員会

子どもや会員の健康の保持・増進に関する理解をはかり、学校保健や給食についても認識を深め、協力を行うとともに、これらに関するPTAの意見の集約・反映に努めます。

(5) 広報委員会

PTAの活動について会員がよく知ることができるよう新聞、冊子、ちらし、さらには視聴覚メディアを活用して、広報活動を行います。情報提供は、できるだけ迅速に頻繁に行われるべきで、新聞も月刊もしくは隔月刊であることが理想です。これらを円滑に行うには、日常的に情報の収集に努める必要があります。運営委員会（実行委員会）をはじめ会合の事前案内や事後報告は、きちんと広報紙に掲載されなければなりません。「大阪市PTAだより」の活用をはかることも期待されます。

(6) 人権啓発活動委員会

住みよい社会を築くためには、人権が尊重されなければなりません。人権意識を高め、平等な社会を実現させるために、啓発活動や研修活動を進める委員会です。部落差別、障害者差別、外国人差別、女性差別など具体的な人権問題に目を向け、それらの解決のために、他の団体とも提携しながら取り組むものです。

(7) 図書委員会

PTA文庫など、会員の学習・レクリエーションに資する活動を行っているところも少なくありません。図書の貸出を行うだけでなく、読書会・輪読会を開いたり、図書の紹介を行ったります。子どもの本についても、理解を深めたり、情報の交換を進めることがあります。成人教育委員会がこの役割を引き受けているところもあります。

(8) 総務委員会

会全体の活動について調査・企画に当たり、他の委員会に属さないことを処理するために、この種の委員会を設けている例があります。予算書・決算書の作成に関わったり、規約や内規の検討を行ったりすることもあります。

なお、特別な事業や課題への取り組みを行うために、特別委員会や臨時委員会を組織することもあります。



6. クラブ・サークル活動

P T Aが、多くの人にとって身近なものとなり、成人教育が促進されるためにも、小集団で活動することのできるクラブの位置づけが大切です。文化・体育の諸領域にわたってクラブが結成され、活発な活動が展開されることが期待されます。P T Aのクラブである以上、P T A会計によってクラブ費が組まれることが考えられますが、クラブによって必要経費の差が大きいため、それぞれが独自にメンバーから会費を徴収する事もあり得ます。また、体育・厚生委員会等と緊密な連絡を行って、P T A全体の動きと重ね合わせながら活動することが期待されます。クラブ活動の機会に、P T Aの動向について情報を交換したり、意見を出しあうようにしたいものです。

7. 会議について

(1) 総会

総会は、全会員から成る最高の決議機関です。年間事業計画の決定、予算の決定、決算の承認、役員を選出、その他重要事項の審議を行います。

総会の成立のための定足数を設けるのが一般的です。通常3分の2以上とか2分の1以上とかが考えられますが、規模の大きい会では、それより低い率にしているところも見受けられます。総会では、会員の中から議長を選び、議長は公平な立場で議事を進めなければなりません。議長団を選ぶこともあります。決議は過半数によるのが普通ですが、会則改正など重要なものには、会則に則って3分の2あるいは4分の3といった高い率の賛成を必要とすることがあります。修正案が出たときは、それを先に審議して、その後原案を審議することになります。

(2) 実行委員会・運営委員会

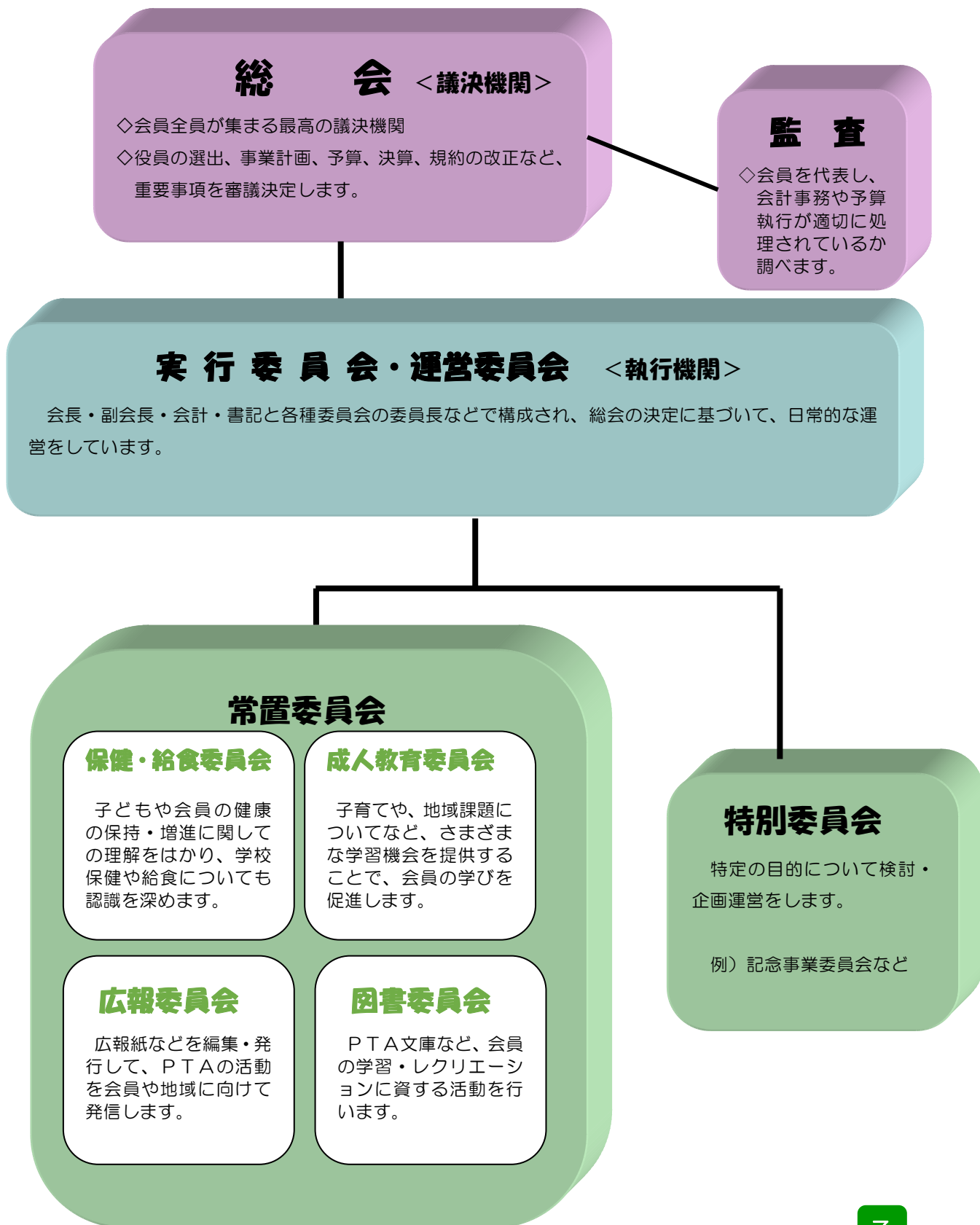
実行委員会あるいは運営委員会と呼ばれる委員会は、役員と各委員会の委員長等で構成されます。学校との深い関係から校長等学校代表が参加できるようにしているのが一般的です。この委員会は、総会の決定に基づいて、会の日常的な運営について審議するものであり、各委員会によって立案された事業計画を検討したり、総会に提出する議案の調整を行ったりします。月1回以上定例的に開かれるのが原則です。多くのところで、会長が議長の役割を果しています。

8. 個人情報の取り扱いについて

P T A活動を行う上で、「個人情報の保護に関する法律」を遵守することが大切です。個人情報の取り扱いについては、個人にとって不利益にならないように配慮し、使用目的を明確にし、必ず本人の同意を得て、必要最小限の情報のみを収集するなど、P T Aとしての情報の取り扱い方について、共通理解を図ることが望まれます。

9. 単位PTA組織構成（一般的な例）

名称や役割は、PTAによって少しずつ異なります。みなさんのPTAには、どのような委員会があるのでしょうか。



大阪市PTA協議会

1. 大阪市PTA協議会とは

各区PTA協議会並びに関係諸機関・団体との調整、協調をとおして、単位PTAの健全な発展と、児童生徒の健全育成を図るための組織です。

- ☆ **結 成**：1950年（昭和25年）11月24日
- ☆ **会 員 数**：約16万5千人
- ☆ **単位PTA数**：457PTA（幼稚園52、小学校278、中学校126、義務教育学校1）
※令和4年7月現在
- ☆ **事 務 局**：大阪府中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内4階
電話：06-6942-0610 FAX：06-6946-0592

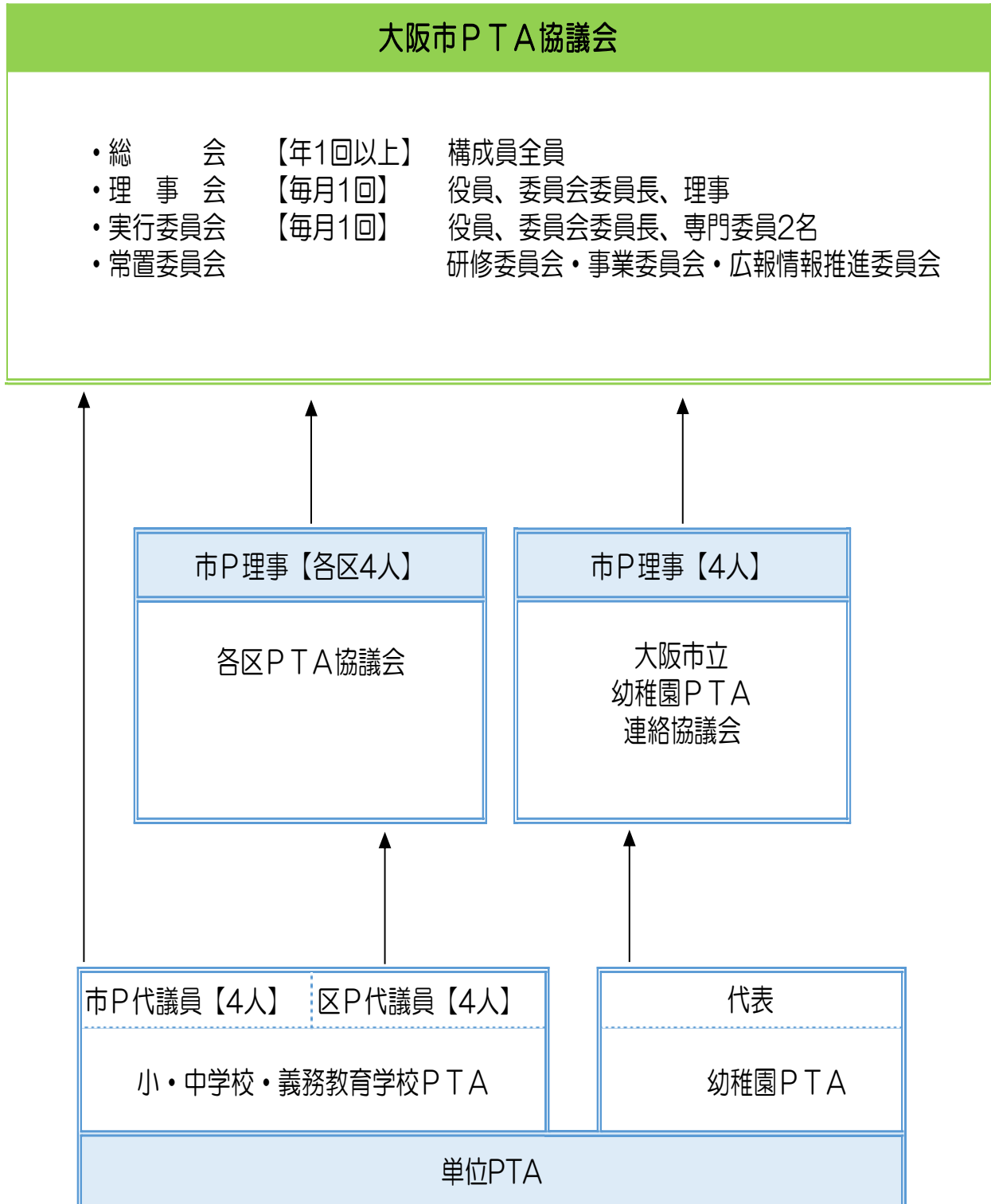
2. 大阪市PTA協議会の構成員について（※次頁参照）

- ☆ **役 員**：会長1名、副会長若干名
- ☆ **会計監査委員**：3名（会計監査委員長1名、会計監査委員2名）
- ☆ **委員会委員長**：3名（研修委員長1名・事業委員長1名・広報情報推進委員長1名）
- ☆ **理 事**：各区PTA協議会×4名
大阪市立幼稚園PTA連絡協議会4名
専門委員
- ☆ **代 議 員**：各校園PTA×4名

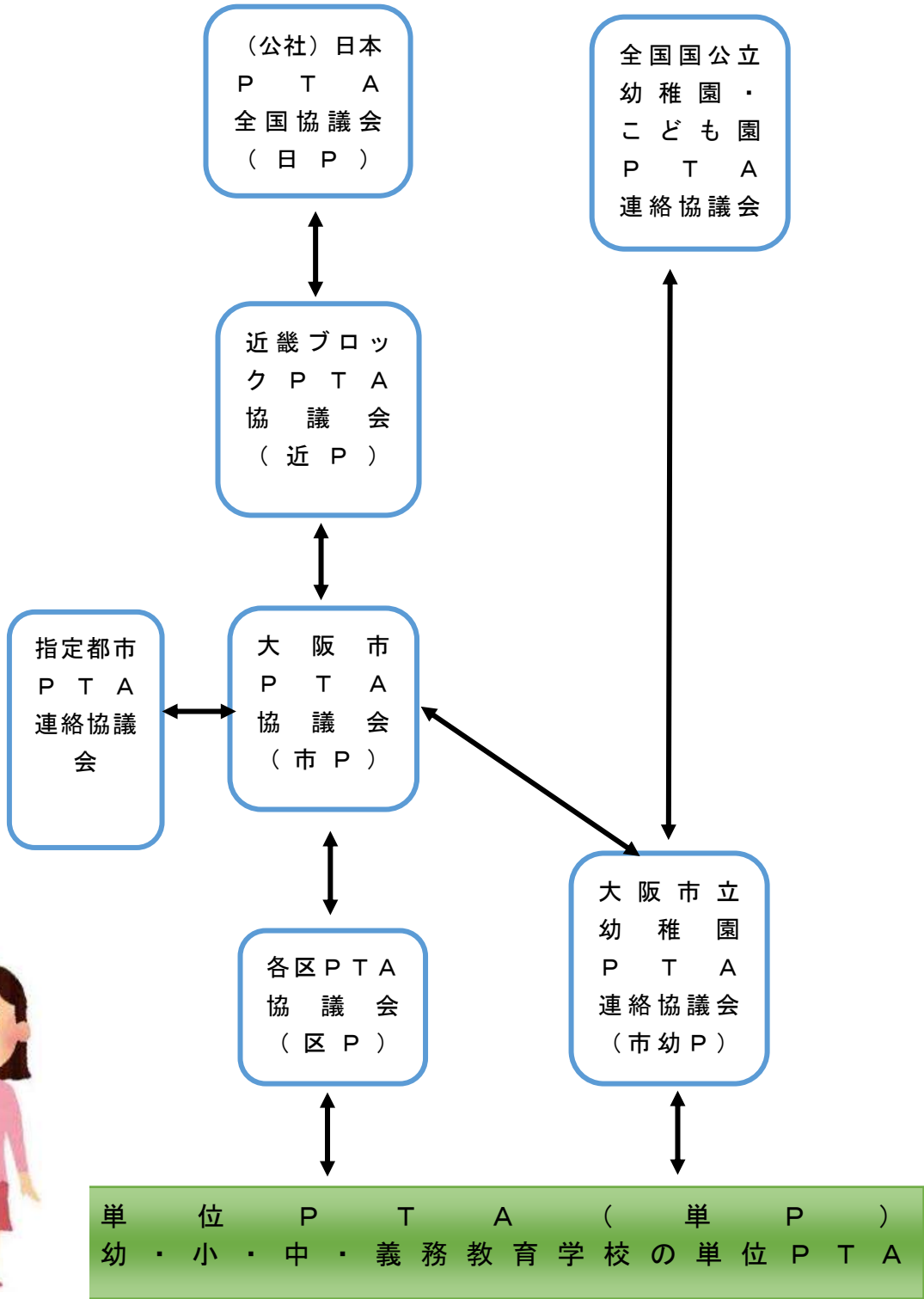
3. 大阪市PTA協議会の運営について（※次頁参照）

総会	本会の最高議決機関（代議員、理事、実行委員会の構成員）
理事会	本会の運営について審議、検討し、重要な事項を決議、その他。 （理事、実行委員会の構成員。毎月1回開催）
実行委員会	各委員会の活動計画を審議検討、総会・理事会の議案作成、その他。 （役員、委員会の委員長、専門委員2名。毎月1回開催）
常置委員会	研修委員会 指導者の養成・資質向上のため、研修会・講習会を企画、立案、実施。 （単位P会長研修、単P役員・委員研修、青少年健全育成推進大会など）
	事業委員会 成人教育、青少年、保健・給食、体育・厚生活動等の事業を企画、立案、実施。 （文芸教室、ソフトボール大会、バレーボール大会、PTAフェスティバルなど）
	広報情報推進委員会 「大阪市PTAだより」の編集発行に協力、活動推進の資料の収集と編集。 （広報紙の表彰、大阪市PTA協議会名簿など） ホームページの企画、更新、運営、その他情報発信。 （「大阪市PTA協議会」ホームページの作成・更新など）
特別委員会	特別な事項について、調査、研究し、企画、立案。

大阪市PTA協議会組織構成



PTAの組織図（幼・小・中）



第2章 P T Aの課題

社会の変化に連れて、P T Aの会員にも様々な変化が生じています。両親ともに就業している家庭やひとり親家庭も増えてきました。従来、屋間に集まって活動するP T Aが多く見られましたが、それでは参加できる会員に限られ、役員や委員のなり手も少なくなってきます。夜間や休日・多様な時間帯での活動、ICTの活用や参加の仕方の工夫、活動内容の検討などが課題となっています。特定の人に負担が重くのしかかったり、一部の人で会を動かす状態では、民主的な社会教育関係団体としてのP T Aの存在意義が薄らぎます。みんなが参加しやすいP T A活動を重視し、できるだけみんなで役割分担をするようにしたいものです。

そのためにも、P T A活動については、新入学児童生徒の保護者等に対して、趣旨や現状を説明するだけでなく、入学式以前、あるいは当日にP T A規約などの資料を配布するなど、P T Aへの理解を図ることが原則です。そして、会員としての自覚や連帯感を高めるためにも、保護者からの同意を得た上で、入会申込書を提出してもらうことが原則です。

また、会の動きがすべての会員によくわかるように、広報活動に力を入れることも大切です。会費の徴収方法から、予算書・決算書・規約集等にいたるまで、全会員に周知するのが当たり前になっていなければなりません。

現代の少子社会においては、子どもの社会性を伸ばすには、地域で活発な集団活動の機会を持ち、様々な人と触れ合うことができるようにすることが、特に重要になってきます。大阪市では、地域の住民や団体が参画し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を進めています。具体的には、小学校区単位では「小学校区教育協議会―はぐくみネット―」事業、中学校区単位では「学校元気アップ地域本部事業」が行われています。P T Aとして積極的に参加し、学校・家庭・地域の連携をはかるとともに、地域の人々のつながりで子どもをはぐくむという「教育コミュニティ」づくりをすすめることが望まれ、それらにおいて、P T Aが果たす役割には大きいものがあります。その他にも、学校施設を用いての地域住民のための学習事業である「生涯学習ルーム事業」との連携をはかるとことや、大阪市が学校を拠点に子どもを対象に展開している「いきいき活動」へ協力する必要があります。また、学校体育施設の開放も行われています。これは、地域の様々な団体が利用できるものであり、P T Aだけが特別に用いるものではありませんが、他の団体と調整しながらの利用によって、P T Aのクラブ活動や地域活動が盛んになることが期待されます。



PTAの歴史

～PTAって、どこで、どのようにして生まれたのでしょ？



参考資料だよ

バーニー夫人の活動

PTAの歴史は、アメリカの母親運動からスタートしました。創始者であるバーニー夫人は、生まれて間もないわが子の無心な寝顔を見つめて、尊い生命を守り、健やかに育て、望ましい環境に迎え入れるために「母の会」を作ろうと決心しました。バーニー夫人の訴えは多くの母親たちの共感を呼び、運動に参加する人々の輪が広がりました。

1897年、バーニー夫人は、ワシントンで全米母親大会を開き、「全国母親協議会」を発足させました。バーニー夫人は、その機関紙の中で「全国母親協議会は、信条、人種、身分の差別なく、全ての親と子と家庭のためにある。その舞台は世界であり、その組織は全人類である。」と述べています。この言葉に示されているように、創設者の精神と夢はヒューマニズムに満ちており、また、この運動の背景には、女性の自覚と社会的進出があったことを忘れてはなりません。

父母と教師の会の成立

その後、協議会は、子どもの全人格を健やかに育てるには母親だけの力では限界があることを反省し、父親と教師に運動への参加を呼びかけました。その結果、1907年には、同協議会に「父親と教師部」が設けられ、各地に地区組織が作られました。

そして、1924年には「父母と教師の全国協議会」が結成され、これが現在の父母と先生の会（PTA）の母体となりました。

日本でのPTAの誕生

わが国にPTAが誕生したのは、太平洋戦争後のことです。1946（昭和21）年、日本の教育の民主的改革を進めるために来日した米国教育使節団は、その報告書の中でアメリカの成人教育に大きな役割を果たしているPTA活動について触れました。

この示唆に基づいて、文部省もPTAの結成を呼びかけることになり、1946（昭和21）年12月、都道府県社会教育主管課長会議を開いてPTAの趣旨を説明しました。ついで1947（昭和22）年3月には、「父母と先生の会—教育民主化への手引—」という資料を配布し、PTAの設立を奨励しました。

このようにして、昭和22年から23年にかけて全国的にPTAの結成が進み、大阪市でも、昭和24年11月に大阪市立高等学校PTA協議会が結成され、翌年11月には大阪市PTA協議会が発足しました。PTAは、教育条件を整えるための運動を展開してきました。PTA会費でもって学校設備を揃えたりするなど、公費でもってまかなわれるべきところを肩代りし、学校間格差をもたらすなどの問題が見られました。そこで、昭和30年代には地方財政法が改正されて、市町村の職員の給与に要する経費や市町村の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費の負担を住民に転嫁してはならないことになりました。学校後援会的PTAからの脱皮が促されたのです。